

報道発表資料の配付日時 4月18日(木) 15時00分

発表項目 (行事名)	「観光振興を目的とした新税の考え方(懇談会議論のまとめ)」に係る 道民意見募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、観光振興を目的とした新税に関する検討を進めており、道の考えを作成するにあたり、有識者懇談会の議論のまとめである「観光振興を目的とした新税の考え方(懇談会議論のまとめ)」に関し、次のとおりパブリックコメントを実施しますので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 募集期間 令和6年(2024年)4月22日(月)から5月23日(木)まで</p> <p>2 計画等の案及び参考資料の入手方法 (1) 北海道経済部観光局観光振興課のホームページに掲載 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/186069.html (2) 以下の場所で閲覧及び配付 ア 北海道経済部観光局観光振興課(道庁本庁舎9階) イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター(道庁別館3階) ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー ※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付けください。 (3) 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メールなどにより、北海道経済部観光局観光振興課宛て送付してください。 ※詳細は、別添「道民意見提出手続の募集要領」をご参照ください。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	多くの道民の皆様からのご意見をいただきたいと思いますと考えておりますので、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部観光局観光振興課(担当者:観光事業担当課長 秋元 宏文) TEL ダイヤルイン 011-206-6896 内線 26-552		
-------------	--	--	--

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和6年4月22日

(意見募集開始日)

道では、観光振興を目的とした新税に関する道の考え方を今後作成していくにあたり、幅広く道民の皆様のご意見をお聴きするため、税導入の必要性や税制度、税収の使途などに関する「懇談会議論のまとめ」について意見を募集します。

1 計画等の案の名称

観光振興を目的とした新税の考え方（懇談会議論のまとめ）

2 参考資料の名称

- (1) 観光振興を目的とした新税の考え方（懇談会議論のまとめ）概要
- (2) 観光振興を目的とした新税の考え方（懇談会議論のまとめ）
- (3) 観光振興を目的とした新しい税金の検討について
（「観光振興を目的とした新税の考え方（懇談会議論のまとめ）」の概要（やさしい版））

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（経済部観光局観光振興課ホームページ）に掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/186069.html>)
- (2) 以下の場所で閲覧及び配付
 - ア 北海道経済部観光局観光振興課（道庁本庁舎9階）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3階）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。

4 意見等の募集期間

令和6年(2024)4月22日（月）～令和6年(2024年)5月23日（木）

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部観光局観光振興課（観光事業担当）
- (2) ファクシミリ 011-232-4120
- (3) 電子メール kanko.web@pref.hokkaido.lg.jp
※件名を「【パブリックコメント】」にしてお送りください。
- (4) 電子申請サービス（子ども向け）
(<https://www.har.p.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=T0Gx7Z9b>)

6 意見募集結果の公表時期

提出されたご意見については、ご意見に対する考え方と共に令和6年(2024年)6月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。

- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表すること
があります。
- (3) 意見の提出に当たっては、意見募集用の用紙を使用してください。
- (4) 意見が長文の場合や、大部の資料を添付する場合は、併せてその用紙を提出してください。
- (5) 電子メールによる意見の提出は、意見募集用の用紙を添付ファイルとして使用してくださ
い。
- (6) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、祝日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしま
すので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (7) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報に記載され
た意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

経済部観光局観光振興課（観光事業担当）

電話 011-206-6896